

お客様各位

総合取引約款・規程集 変更のお知らせ

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では2019年1月より弊社の「総合取引約款・規程集」を一部変更いたしますので、ご案内申し上げます。なお、主な変更箇所は下記のとおりです。
詳細につきましては、新旧対照表をご参照ください。

なお、変更に関する反対の意思表示は、当改定実施日前にご連絡くださいますようお願い申し上げます。

今後もよりよいサービスをご提供できるよう努めてまいりますので、引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

主な変更

◎「民法の一部を改正する法律」(改正民法)、「消費者契約法の一部を改正する法律」(改正消費者契約法)の公布により、各約款の変更に関する文言を変更いたします。

以上

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

【お問合せ】

クローバー・アセットマネジメント 業務管理部
通話料無料ダイヤル：0800-5000-968（平日 9:00～17:00）
E-MAIL gyoumu@clover-am.co.jp

クローバー・アセットマネジメント株式会社

約款・規程集 新旧対照表

【第1編 総合取引約款】

下線部変更箇所

第6章 雑則

新	旧
<p>第34条【この約款の変更】 <u>この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力の発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u> (削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>2. 本条に定めるところは、「総合取引約款」の他、その他の第2編から第8編の各約款・規程を準用するものとします。</p>	<p>第34条【この約款の変更】 <u>この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じた場合は、変更することがあります。</u></p> <p>2. <u>変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するまたはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その内容をご通知します。この場合、当社が定める所定の期日までに異議のお申し出がなかった場合、この約款の変更にご同意をいただいたものとして取扱います。</u></p> <p>3. <u>本条第2項の通知は、変更の内容が軽微であると判断される場合は、当社のホームページへの掲載等による方法に代えることがあります。</u></p> <p>4. 本条に定めるところは、「総合取引約款」の他、その他の第2編から第8編の各約款・規程を準用するものとします。</p>

【第7編 投資信託受益権振替決済口座約款】

新	旧
<p>第21条【この約款の変更】 <u>この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに民法548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発</u></p>	<p>第21条【この約款の変更】 <u>この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるとき</u></p>

<p><u>生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p>	<p><u>は、その改定事項を当社よりご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、この約款の改定に同意いただいたものとして取扱います。</u></p>
--	--

【第8編 特定口座に係る上場株式等保管委託約款（特定口座約款）】

新	旧
<p>第20条【この約款の変更】 この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに<u>民法548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>(削除)</p> <p>2. 特定口座に係る取扱いには、この約款のほか、「第1編総合取引約款」が適用されます。ただし、総合取引約款とこの約款とで相違が生じる場合には、この約款が優先して適用されるものとします。</p>	<p>第20条【この約款の変更】 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2. <u>改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するまたはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がなかった場合、この約款の改定にご同意をいただいたものとして取扱います。</u></p> <p>3. 特定口座に係る取扱いには、この約款のほか、「第1編総合取引約款」が適用されます。ただし、総合取引約款とこの約款とで相違が生じる場合には、この約款が優先して適用されるものとします。</p>

※上記の約款改定は、2019年1月1日より実施いたします。
改定反対の意思表示は、当改定実施日前にご連絡ください。